

JIS

電 気 車 用 電 機 部 品

JIS C 9216-1992

(2002 確認)

(2007 確認)

平成 4 年 7 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成 4.7.1

確認：平成9.9.20

官報公示：平成9.9.22

原案作成協力者：社団法人 日本電機工業会

審議部会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 正田 英介）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電気カーペット

C 9216-1992

(1997 確認)

Electrically heated area rugs

1. **適用範囲** この規格は、単相交流で定格電圧100 Vの温度検知に感熱線又は感熱面を使ったおもて面積1.5 m²以上で定格消費電力が100 Wを超える電気カーペット（以下、カーペットという。）について規定する。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 3301 ゴムコード

JIS C 3306 ビニルコード

JIS C 8303 配線用差込接続器

JIS C 8304 屋内用小形スイッチ類

JIS C 8358 電気器具用差込接続器

JIS K 2240 液化石油ガス (LPガス)

JIS K 5400 塗料一般試験方法

JIS K 7202 プラスチックのロックウェル硬さ試験方法

JIS L 0801 染色堅ろう度試験方法通則

JIS L 0842 カーボンアーク灯光に対する染色堅ろう度試験方法

JIS L 0849 摩擦に対する染色堅ろう度試験方法

JIS L 1021 繊維製床敷物の構造に関する試験方法

JIS L 1023 繊維製床敷物の性能に関する試験方法

JIS L 2001 綿ふとんわた

JIS L 4405 タフテッドカーペット

JIS S 6006 鉛筆及び色鉛筆

2. この規格の中で{ }を付けて示してある数値及び単位は、従来単位によるものであって、参考として併記したものである。

2. **用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) **本体** 基本的に平らで内部に発熱体をもち採暖に使用する部分で、一体形にあっては通常パイル部を有する表布を有し、分離形にあっては、通常パイル部のない表布を有するもの。
- (2) **コントローラ** 電源の入り・切り又は温度を調節若しくは変化させるための装置で、コードに取り付けたものと本体に取り付けたものがある。
- (3) **器体** 本体及びコントローラの総称。
- (4) **発熱体** 発熱線又は発熱面を絶縁物などで被覆したもの。
- (5) **感熱線** 温度を検知して、この温度特性を電気特性に変換させて制御装置に伝えるため、本体内部に連続して配置された線。
- (6) **感熱面** 温度を検知して、この温度特性を電気特性に変換させて制御装置に伝えるため、本体内部に配置されたシート。
- (7) **設定温度** 温度保証点における製造業者が指定する温度。